

事業計画の提出における主なQ & A

分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

【分娩取扱施設支援事業】

	質問	回答
1	平成29年度から令和元年度の間や、令和2年度から令和4年度の間、令和5年度以降に開設した施設の分娩取扱数はどのように考えますか。	下記のように分娩取扱数を比較してください。なお、既に開設していた施設が分娩取扱を開始した施設については、下記の「開設」を、「分娩取扱開始」と読み替えて差し支えありません。 - 平成29年度から令和元年度の間に開設した施設については、開設日から令和元年度までの平均と、令和5年度を比較 - 令和2年度から令和4年度の間に開設した施設については、開設日から令和4年度末の平均と、令和5年度を比較 - 令和5年度以降に開設した施設については、開設日から本事業実施要綱公布日（令和7年2月12日）までの平均と、本事業実施要綱公布日から申請日までを比較
2	令和5年度には分娩を休止していた施設や、令和7年度から分娩の取り扱いを止める予定の施設は対象となりますか。	令和6年度または令和7年度内（予定含む）に分娩取扱があった施設を対象とする予定です。
3	多胎や死産はどのように考えますか。	多胎は児の数につき1件（双胎であれば2件）と数え、妊娠22週以降の死産も児の数につき1件と数えてください。

【小児医療施設支援事業】

	質問	回答
1	小児の入院延べ患者数の計上方法と確認方法を教えてください。	延べ患者数は人日で計上してください。数については医療機関からの申告数を用いて差し支えありませんが、別途報告される数値がある医療機関についてはそちらとの整合は確認してください。
2	「専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数」の『専ら』の具体的な基準は何ですか。	「専ら」については、例えば小児慢性特定疾病医療支援の対象など、15歳以上であっても小児科で入院するケースを想定しています。
3	「小児科部門の病床数」はどのように考えますか。	算定している小児に係る特定入院料など、小児科部門の病床である根拠を医療機関に記載してもらうことを想定していますが、該当がない場合には、医療機関内で取り決めている小児科が利用できる病床数など、医療機関からの申告を用いて差し支えありません。
4	「小児科を専門とする病院」とは具体的にどのような病院ですか。	本事業においては、「専ら小児を診療している病院」とします。（例、「小児科単科の病院」、「病院全体の入院患者のうち大多数が小児である病院」など）